

平成30年6月18日

21世紀金融行動原則
署名金融機関等 各位

21世紀金融行動原則総会共同議長

21世紀金融行動原則 臨時総会 決議事項2について

平素は格別の御厚誼を賜り誠にありがとうございます。

さて、21世紀金融行動原則 平成30年度予算につき、運営委員会での議論も踏まえた予算の承認(資料3)につき、皆様に決議をお諮りいたします。

【議案2】	予算の承認
--------------	-------

〈議案の決議方法〉

- ・ 署名金融機関等に対し、電子メールによる臨時総会を開催すること
- ・ すべての署名金融機関等に臨時総会招集の連絡が届き、反対する署名金融機関等のみから電子メールによる返信がなされ、返信のない(=議案に対して賛成する)署名金融機関等が過半数となることをもって本議案を決議すること

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程(関係箇所抜粋)

※平成30年5月23日に軽微な改正、平成30年6月現在のもの

第4章 総会

(決議事項)

第13条

総会は、次に掲げる事項について決議する。

6. 予算の承認

(招集)

第17条

2. 共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の15日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の7日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等が出席し、出席した署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。ただし、第16条第2項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

附則

(予算及び収支報告決議)

第3条 第13条第6項及び第7項においては、毎年6月に臨時総会を開催し、その決議をもってこれを承認するものとする。ただし、その開催方法は、電磁的方法により行うものとし、この場合の決議は、署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。なお、この場合に限り、第19条の規定にかかわらず、当該議案に反対する署名金融機関等のみ返信するものとし、返信しない場合には、賛成したものとみなす。

収支予算（案）についての補足説明

- 30年度の収入は、署名機関数を現状維持の257機関とし、昨年度からの繰越金も計上。
- 支出項目は、昨年度とほぼ同様として計上。
- 昨年度と大きく異なる点は、ウェブサイト構築費がなくなり、ウェブサイトの維持管理費用と追加の修正費用のみになること。また「総会会場費」を支出に計上していること（昨年度は環境省からの支援）。WG開催に伴う費用に関しては、予算案には入っていないが、環境省からの支援。